

第26回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 12月 19日（木）

午前 10時00分

閉会日時

午前 10時56分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	青 木 義 男
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長事務取扱参事	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は4名の委員の出席がありましたので、委員会は成立しております。
それでは、ただいまから令和6年第26回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長事務取扱参事、金子学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、小林委員にお願いします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

次に非公開による審議とする案件の確認をいたします。

報告1「令和5年度不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について」、報告2「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況については、令和7年1月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討議、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 それでは、そのように処理します。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第36号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

日程第二 議案第37号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

日程第三 議案第38号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

教 育 長 日程第一 議案第36号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、日程第二 議案第37号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、日程第三 議案第38号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、よろしくお願いいたします。
議案第36号、37号及び38号でございます。
件名は、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」他2件でございます。

議案の提出者は、長沼豊教育長でございます。

12月13日の議会本会議におきまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正が行われまして、幼稚園教育職員に關します子育て部分休暇が創設されました。これに伴い、教育委員会規則の改正を行うものでございまして、詳細については、諸橋参事の方から説明させていただきます。

教育総務課長事務取扱参事 それでは、よろしくお願いいたします。いずれも部分休暇を導入するに当たりまして、少し細かい部分の規則以下を定めるものですから、そのような中身になります。

まず議案第36号と37号については、給与の減額関係に必要な規定でございます。いわゆる公務員のボーナス部分は、期末手当と勤勉手当の2つから構成されております。そのそれぞれの規則は、2つほぼ中身は同じですので、議案第36号を使って簡単にご説明させていただきます。

分かりやすいように、2/3からが新旧対照表になっております。こちらの方でお話をします。

2/3ページ目の部分の新旧対照表、この部分は文言整理で略称を入れているだけのものですので、中身はございませんので割愛いたしまして、3/3に行ってくださいますと、第5条の5項になります。

この部分も文面が長目に書いてありますが、こちらに書いてあることのお話は、この子育ての部分休暇を取った部分について、その時間を積み上げて欠勤日数の算定をしていく。

要は、単純に1日2時間までですが、それを積み上げていって、7時間45分を1日と数えながら、その累計日数をこの金額から、勤勉手当から除外していく、そういうために使う少し細かな規定になります。

これらの改正によって、その休暇取得に伴って、少し細かい部分もあるのですが、一定程度、減額を受けるということになります。

3つ目の議案第38号、こちらにつきましても、7/8ページから新旧対照表がございますので、こちらでお話をいたします。

まず30条の2の3項の部分から黄色いレーンが入ってきておりますが、この3項の話は、介護休暇系の介護の時間の承認と、今回の部分休暇、これらを調整します。要は、合わせても2時間までというような規定ぶりにするために、ここに「子育て部分休暇」の言葉を足すことで同じ扱いにしているという改正の中身になります。

その下に、30条の3以降から、1項から8項ございますが、こちらの部分、まず30条の3、第1項、ページでいいますと7/8ページでございますが、この第1項は、子育て部分休暇の取得単位を定めています。1日2時間ですとか、

30分を単位とします。それらの規定を定めるものです。

2項目は承認に対しての話なのですが、先ほどと合わせて2時間までという話、それをもって承認しますということの規定が2項になります。

3項目は、理由を確認したい場合、要は養育を必要とする理由を確認したい場合に証明書等の提出を求めることができるということの規定でございます。

第4項は、休暇の申請に様式を定めますということになります。

第5項は、条例に先ほど定めました休暇の部分、そこにも承認をしろという規定ぶりになっているのですが、その条例に該当して申請されたら承認しなければならないという旨の規定になります。

第6項は、子育て部分休暇の承認が失効する事由を定めています。

第7項は、それぞれ部分休暇の承認が取り消される規定を定めてございます。

以上、細かい部分ですが、これらを合わせて部分休暇を実施する場合に必要な規定の整備ということでございました。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

今回の改正につきまして、幼稚園の先生方にとっては、細かく規定されて、便宜が図られていくということでしょうか。

教育総務課長事務取扱 参事 そうですね。条例だけですと実施できないものですから、この規則、さらにもう1つ、規則よりさらに細かい部分もあるのですが、それらの合わせ技で条例改正時にご説明しました細かい部分も含めた実施ができるようになるという非常に事務的な規則改正になります。

教 育 長 よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第36号、日程第二 議案第37号、日程第三 議案第38号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第39号 東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則

(生涯学習課)

教 育 長 日程第四 議案第39号「東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 よろしく願いいたします。

それでは、議案第39号でございます。「東京都板橋区立教育科学館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

議案の提出者につきましては、長沼豊教育長でございます。

今回の改正でございますが、規則にあります第1号の様式、それから、第2号の様式に利用施設の名称がございます。

先般、条例改正をしましたが、それに合わせまして、今回、規則の方にある「教材制作室スタジオ」というものを削除するという内容になってございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明願います。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。よろしく願いいたします。

資料の方は9／13ページまでお進みいただいてよろしいでしょうか。

9ページ目でございます。

それぞれの様式を変更するものでございまして、新旧対照表という形になってございます。

令和6年第3回東京都板橋区議会定例会の事案といたしまして、令和7年1月1日より教育科学館の教材制作室スタジオ、こちらの貸し出しを行わないことといたしましたので、申請書等の様式を整えるものでございます。

見ていただきますと、右側の方が旧様式になってございます。こちらの方でございます「教材制作室スタジオ」の文言を左側の新様式のところで削除させていただいているというものでございます。

9ページ目が利用申請書、次の10ページ目が利用承認書、次の11ページ目が減免申請書、12ページ目が還付申請書、13ページ目が承認取消等通知書でございます。それぞれを変更するものでございます。

恐れ入ります。7／13ページまでお戻りいただけますでしょうか。

7ページでございます。

付則でございます。

1でございます。この規則につきましては、令和7年1月1日から施行するものでございます。

2につきましては、現存する旧申請書等を、当分の間、取り繕いまして使用することができるという形にさせていただいているものでございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

なお、戻っていただきまして、2ページ目から5ページ目につきましては、新しい様式の方を添付させていただいているというような形になってございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

今の説明の中で、教材制作室スタジオを貸し出ししないということになった理由はどのようなことでしょうか。

生涯学習課長 以前につきましては、学校の先生方が教材を製作するためにお部屋の方を使っていたというところがございます。

空いている時間帯を一般の方にも貸し出しを行っていたというような状況でございます。ただ、時代の変化や設備の老朽化に伴いまして、お使いいただく機会がめったになくなったというような状況がございます。

現在につきましては、指定管理事業者の方で、光学ですとか、メディア考古学のお部屋として使わせていただいているものでございまして、内容といたしましては、紙のフィルムを手で回しながら上映の方をして見ていただいたりですとか、蓄音機を使ってコンサートを行ったりとか、そういうような用途で使わせていただいているというものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。

青 木 委 員 今のお話の、私は少し補足みたいになってしまうのですが、審査で入らせていただいた経緯の中で、教材制作室スタジオを私は見せていただいたのですが、利活用という点では、非常に今ご説明があったとおり、古いものをうまく見せるというところにすごく特化していきまして、昔の懐かしい、音響系の教材を実際に手でさわって、それから、見たり、仕組みについて勉強するということができて、これはやっぱりああいう技術というのは、古い歴史から学ぶということは非常に大事なことで私も認識していますので、そのような意味で、非常にいい展示をしているのかなということを感じましたので、うまい形で利活用という面でこの流れはよろしいのかなというふうに私も思いました。

すみません、以上です。

生涯学習課長 ありがとうございます。今、こちらの方を担当している職員につきましては、かなりそのようなところに長けた人物でございまして、以前ご報告したと思うのですが、関東大震災、100年前のフィルムを見つけてきて、NHKに提供させていただいたりですとか、学校さんに貸し出しをさせていただいたりですとか、色々と少し古い資料を使って現代の子たちに見せているというような状況でございますので、今委員からご指摘いただいたように、利活用をうまくしていきたいなというふうに思っているところでございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第39号については原案のとおり可

決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

3. 「第23回櫻井徳太郎賞」受賞者の決定について

(生－2・生涯学習課)

4. 第23回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について

(生－3・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告3、報告4。

報告3「「第23回櫻井徳太郎賞」受賞者の決定について」と報告4「第23回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について」、一括して、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

「生－2」をご覧いただきたいと思います。

第23回櫻井徳太郎賞受賞者の決定についてでございます。

1と2につきましては、先日の教育委員会で内容の方をご説明させていただいておりますので、省略させていただきたいと存じます。

3でございます。審査会でございます。

(1) 審査委員につきましては、記載の4名の委員の方をお願いをしたところでございます。

(2) 実施の概要でございます。

第1回の審査会を令和6年11月13日水曜日、第2回の審査会を令和6年12月11日水曜日に実施したところでございます。

4、受賞者でございます。

受賞者につきましては、恐れ入りますが、次ページの方に一覧が載っております。

一般の部が、大賞1編、それから、高校生の部が優秀賞2編、佳作が3編、それから、小・中学生の部が、最優秀賞が1編、優秀賞が3編、佳作が6編というような形になってございます。

1ページ目に戻りくださいませ。

最後に、5、授賞式でございます。

授賞式につきましては、令和7年3月16日(日)午後2時から、中央図書館で行う予定としてございます。

引き続きまして、資料の「生－3」のご説明をさせていただきたいと存じます。

「生－3」をお開きいただければと存じます。

第23回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定についてござ

います。

1、賞の目的でございます。

板橋区の地域や歴史についての学習活動等に顕著な努力が見られた板橋区内の学校または個人に対し、今後の郷土学習へのさらなる取組や活躍を推進し、これを奨励することを目的とするものでございます。

2、対象でございます。

(1) 学校につきましては、区内の小・中学校、高等学校。

(2) 個人につきましては、板橋区内に在住または在学の小学生、中学生及び高校生という形になってございます。

3、表彰基準でございます。

こちらにつきましては、板橋区の地域の歴史や文化、先人の功績などを題材とし、それに対する学習活動または成果発表などにおいて、顕著な努力が見られるものでございます。

4、決定方法につきましては、私ども生涯学習課にて候補の方を選定の上、櫻井徳太郎賞審査委員の協議及び板橋区教育委員会報告により決定するものでございます。

5、入賞校でございます。

こちらにつきましては、学校を挙げて応募に取組、応募数が50編以上または学年全体で取り組んだ区内の小・中学校を受賞候補とするものでございまして、①から⑧の8校を今回は入賞という形にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

6、今後のスケジュールでございます。

年明けの1月15日水曜日に全体校長会がございまして、こちらの方でご報告をさせていただいて、入賞校に教育長の方から賞状の方を授与していただきたいというふうに思っているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 それでは、報告3と報告4につきまして、質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

野 田 委 員 ご説明ありがとうございます。毎年素晴らしい作品が多数応募されていますが、今年度は応募数が倍近くに増加したとのことで、たいへん嬉しく思います。これまで、中学生への呼びかけについて提案させていただいたこともありましたが、今回の応募数の増加は、学校全体で取り組む学校が増えたことが要因なのでしょうか。

生涯学習課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、かなり多くの学校で、全員といいますか、多くの方に取り組んでいただいたというふうな状況でございます。

野 田 委 員 他にも区外からの応募も増えたということでしょうか。

生涯学習課長 そのとおりでございまして、これまで区外の学校はまとまってというのはなかったのですが、学年全体で取り組んでいただいたかどうかは少し分かりませんが、かなりまとめてという形でご応募をいただいたというような状況でございます。

野 田 委 員 これは何か周知の方法を変更されたり、新たに広報を強化されたりといった工夫をされたのでしょうか。

生涯学習課長 ありがとうございます。
応募の方法、周知の方法といたしましては、基本は変えていないところでございますが、私立の学校の先生方でヒットしたのではないかというふうに思っているところでございます。

野 田 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。
それでは、報告事項は以上といたします。
それでは、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項ありませんか。

(なし)

教 育 長 なければ、先ほど申し上げましたように、報告 1、報告 2 については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 令和 5 年度不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について

(指 1・指導室)

教 育 長 それでは、非公開の報告事項を聴取します。報告 1「令和 5 年度不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 指導室長でございます。

「令和 5 年度不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について」ご説明させていただきます。

報告書の方をお開きください。

本報告書は、令和 5 年度の本区における不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況と、状況に応じた本区の取組を示す内容となっております。

本報告書は、調査の趣旨を踏まえ、学校や関係機関等が生活指導等に関わる取組のより一層の充実をめざすため、令和5年度から、児童生徒の実態に関わるデータの表し方、タイトル等も含めまして変更しております。

これより報告書の内容を抜粋してお伝えいたします。

まず不登校についてです。

5／19ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数を示しておりますが、不登校児童生徒数は1,344人であり、前年度から280人増加いたしました。

増加の割合については1.26倍であり、前年度の1.40倍と比較すると、増加率は減少しております。

続いて、6／19ページをご覧ください。

③不登校児童生徒欠席状況別人数ですが、欠席状況別で見ると、不登校児童生徒のうち、半数以上が90日以上欠席となっております。このことから、不登校は長期化する傾向にあると言えます。

続きまして、7／19ページをご覧ください。

下の方です。⑤でございます。

不登校の要因につきましては、小学校においては、不安、抑うつ相談、中学校においては、学校生活に対してやる気が出ない等の相談が最も多いことが分かりました。

続きまして、8／19ページの⑥をご覧ください。

不登校児童生徒本人を対象としたアンケート調査によりますと、欠席が増えた理由として、「なんとなく」「ともだちとの関係」「勉強がわからなくなった」を挙げております。

その下、⑦相談・指導等を受けた学校内外の機関等につきましては、教職員による相談指導等を受けた割合が最も高く、小学校でおよそ8割、中学校もおよそ9割を占めております。

続いて、その下、⑧相談・指導等を受けていない児童生徒の割合についてですが、学校内外の専門機関や教職員等、誰からも相談指導を受けていない児童生徒の割合は、不登校児童生徒数に対して、小学校では4.6%、中学校では1.9%となっております。

このように誰からも指導相談を受けていない児童生徒への支援に取り組んでいくことが課題であると考えております。

不登校児童生徒につきましては、国、東京都では増加傾向にありまして、本区も同様の傾向です。文部科学省においては、増加の背景として、保護者の学校に対する意識の変化や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などを挙げております。

また、不登校の背景は多様で複雑であり、本人や周りの大人にも要因がはっきりと分からないことも予想されます。不登校数の増減等、全体の傾向を捉えるとともに、不登校児童生徒一人一人の状況を把握し、その状況に応じた支援を充実

させることが重要であると考えております。

不登校に関する本区の取組については、10／19、11／19ページに掲載をしております。

次に、いじめについてです。

13／19ページをご覧ください。

①いじめの状況についてでございますが、令和5年度のいじめの認知件数は5,032件で、令和4年度と比べて68件減少しています。

②いじめ発見のきっかけとしては、小中学校ともに、学校の教職員等が発見したが多結果となりました。

また、③教職員がいじめを認知するきっかけとして、アンケート調査結果の割合が高いことも分かりました。

続きまして、14／19ページをご覧ください。

⑤いじめの態様については、小中学校ともに冷やかしかや、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが多多いことが分かりました。

これらのいじめについては、一見して気づきにくい場合も考えられるため、相談窓口の充実など、児童生徒からの情報を得やすくするなど、環境整備が必要であると考えております。

いじめに関する本区の取組については、15／19ページをご参照ください。

最後に、暴力行為についてです。

17／19ページをご覧ください。

暴力行為の発生につきましては、小学校では令和4年度に比べて暴力行為の発生件数が増加しました。中学校では発生件数及び発生学校数ともに、令和4年度と同様の傾向が見られました。

続いて、18／19ページに掲載しておりますが、③暴力行為の区分別発生件数としては、小学校では特に器物破損に該当する暴力行為の増加が見られます。

これまでと同様、全ての児童生徒に対し、自分の思いを言葉にして伝えていく表現力の育成や、困ったときに助けを出す援助希求行動について、各教科や特別活動などの教育活動を通じて育んでいく必要があると考えています。

暴力行為に関する本区の取組については、19／19ページをご参照ください。

長くなりましたが、報告は以上となります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたらご発言ください。

小 林 委 員 ご説明、ありがとうございました。

詳しいことはわかっていないのですが、不登校の場合、地域との連携とかというのは、何か教育委員会としてはなさっておるのでしょうか。

指 導 室 長 指導室長でございます。地域との連携につきましては、一人一人の状況等もありますが、民生児童委員さんのところにもSSW、スクールソーシャルワーカーを通じてお願いしたり、学校からもお願いするということでは言葉かけをしてい

ただいている例もあると聞いております。

小 林 委 員 それは地域でも色々な行事があると思うのですが、例えば清掃だとか、年代の違う方と接するというのはとても大事だと思って、何かそういうことができたかなと考えています。

指 導 室 長 指導室長でございます。おっしゃっていただいたとおりでございますので、色々な形で子どもたちのアプローチをしていくというか、みんなが気にしているところを出していただくことも大切なことだと思っております。
以上です。

教 育 長 他にいかがでしょうか。
これは、毎年、報告をしてもらっていますが、今回から、タイトルを変えました。不登校をまず出して、問題行動から切り離すという書きぶりになりましたが、室長からも説明をお願いできますか。

指 導 室 長 指導室長でございます。
冒頭にありますタイトルですが、今、教育長からありましたとおり、「不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について」というふうにさせていただきました。それまでは、「暴力行為・いじめ・不登校」ということで並列になっていたところでした。
こちらにつきましては、不登校につきましては問題行動ではないということで、本区のガイドラインにも示しておりますし、文部科学省等でも言われているところでした。
ですので、ここはしっかりとそれは別のものであるというのを分けて示す。それから、不登校について課題意識を持って取り組んでいくということで、報告も最初にさせていただくということで整理をさせていただいております。

教 育 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

善 本 委 員 詳細な報告をいただきまして、ありがとうございます。
特に不登校について、改めて要因を見たときに、どちらも2番目に生活リズムの不調ということが挙がっているという、およそ4分の1の原因は生活リズムの不調だということになっていて、この中に、全体を拝見したときにはあまり大きく言及がないのかなと思ったのですが、ゲームとか、そのようなものの影響というのがあるのではないかなということが想像されるのではないかなというふうに思います。
そのような意味で、いじめの方でも、中学の方にはSNSによるいじめというのが上位に入っていますので、そのようなところの対策というか、ゲームの依存症などは、正式な病気症状というふうにも認められているところもあると思いま

すので、ここまで上位に要因として来ているということについては、何か今後できる対応が可能であるかなというふうに思ったりもしましたので、ぜひ、検討いただければと思います。

指導室長 指導室長でございます。今委員がおっしゃったとおり、生活リズムの不調の中には、ゲーム、それから携帯電話等を含めたことが含まれているということは推察されるところでございます。

一つ一つのご家庭にアプローチしていくことはなかなか難しいところではありますが、機会を捉えて、学校の方でも、メディアとの接し方について伝えているところですし、不登校になっているお子さんにも、そういう意味でのアプローチを、学校だけじゃなくて、学校外の専門機関との連携も含めて考えていく必要があると考えております。

善本委員 よろしくをお願いします。

教育長 他はいかがでしょうか。

青木委員 今、善本委員もご発言があった関係なのですが、不登校の中で、スクールカウンセラーから聞いている部分があるのですが、不登校などでは、学校と分断して家庭に閉じこもっているというイメージを我々は持っているのですが、意外にそうでもなくて、SNSでつながっていて、学校の子たちとは実は連絡を取っている、学校の様子もある程度分かっているというような状況がある中で、もうこれで十分だと思っている子がいるということが、少し現場の中で分かってきたのですね。

そういう子たちがこれから潜在的に出てくるとすると、今まさに生活リズムということにつながって、この辺をどう解消していくかというのが、少しこれからの問題になるなというふうには個人的に思っていて、これはもう強行にやろうとすると、オーストラリアみたいにSNSを使わせないというところまでいってしまうのかと思うのですが、いずれにしても潜在的にそういう子たちがいるということを踏まえて、不登校の対策というのを考えていく必要があるかなと思っています。その辺も含めて、ご検討いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

指導室長 指導室長でございます。委員のおっしゃるとおり、そういう形でつながったりということもあるということも聞いております。

それに直接に解決にはなるかは分かりませんが、今、区の方では、教室以外の安心して過ごせる学校における居場所ということで、そちらの事業の方を進めているところですよ。

いきなり教室ではなくても、そういうつながりがあれば、そこで学校で過ごすということもでき、早期解消につながる事例も出てきておりますので、1つの

対策として、その形も進めていこうというふうに考えております。

以上です。

青木委員 ありがとうございます。まずは家から一歩出させるということが大事です。ということでした。ありがとうございます。

野田委員 ご説明ありがとうございました。

私は学校訪問の際、不登校のご家庭がある場合に、学校とどのようにつながっているのかを必ず確認するようにしています。ほとんどの学校で、家庭とのつながりがしっかりと保たれており、全く連絡が取れないという状況はほぼないと確認できており、大変感謝しております。

また、保護者や地域の方々のお話を伺う中で、小林委員がおっしゃっていた地域との関わりの重要性を改めて感じています。私も青少年問題協議会に参加している中で、地域の清掃活動がきっかけで、不登校だった中学生生徒が地域の方から声をかけられ、清掃活動が居場所となり、少しずつ外に出るようになったというエピソードを耳にしました。その生徒さんが地域の方々と話をしながら清掃活動に取り組む姿を伺い、非常に感謝するとともに、このような事例を広めていくことが重要だと協議会でも共有しています。

そして、指導室長からのご説明にもありましたように、不登校の要因は様々であることが非常に重要なポイントだと考えています。そのため、学校現場では、不登校の生徒やそのご家庭と接点を持った際に、できるだけ情報収集を行っていただくようお願いしています。それにより、家庭の状況、個々の心の問題、あるいは居場所の問題などを分析し、それに応じた支援が可能になると考えています。周囲の協力者と連携し、学校に通えるような支援体制を整えることが大切だと思います。そのような取組を進めてくださっている学校が多くあり、大変感謝しております。

協議会でも、不登校の要因として、学校生活への無関心や無気力が一定数見受けられることが議論されています。小中学校では魅力的な行事や活動を実施しており、それを不登校の生徒やご家庭に届くよう積極的に発信していただき、少しでも興味を持って「学校に行ってみようかな」と思えるきっかけを提供していただければと願っています。

例えば、中学校では、給食を食べるために登校するお子さんがいて、給食を友達と一緒に食べた後、昼休みに遊んで帰るといった形で居場所を確保している事例もあります。また、学校がICSや地域の協力者と連携し、不登校の子どもたちを見守る姿勢を伺う中で、非常に充実した支援が行われていると感じています。

こうした取組が、不登校で悩む子どもたちにあと一歩で届く状況にあると考えています。接点を持つことが難しい場合もありますが、そのチャンスを逃さず、子どもたちとのつながりを大切にし、得られた情報を多くの関係者で共有しながら、引き続き支援を続けていただければと思います。

指導室長 指導室長でございます。ありがとうございます。

今お話しいただいたとおり、情報収集というか、子どもとの接点をなくさないようにというか、継続的にできるようにしていくということと、そこに合わせた支援ができる組織的な体制も含めて行っていくということが大事だと思っています。

また、未然防止というか、授業を中心に、板橋区授業スタンダードを初めとして、魅力ある学校をつくっていくということ、それも併せて行うということ、今行っている取組をしっかりと行っていきながら、不登校について課題認識をもって取り組んでいくということは続けていきたいと思っています。

教 育 長 いかがでしょうか。

不登校の対応については、多様な学びという言葉で表現をして考えています。定義の年間30日というのもどうかという指摘もあります。週1回休むと年間約35日になりますので。

問題は、それ以上、例えば90日以上というところもフォーカスして考えていくことも必要になってくると思います。

また、今の野田委員からのお話とも関連しますが、やはり学校を魅力ある場所にしていく、そのためには、一番多くの時間を割いている授業を変えていかないと解決できないと思っています。

ですから、授業革新バージョン2として、今までの授業スタンダードに加えて、より居場所としての機能もあるような形、つまり自分のペースで学ぶことができるとか、先生の説明は最小限にして、自分で取り組むとか、ペアやグループで取り組むという時間を増やしていくタイプをこれから推奨していきたいと考えています。既に文部科学省も提唱しているところです。

また、これは教育支援センターにも関わりますが、フレンドセンターの居場所としての機能を強化していきます。学校にもう少しで通えるかもしれないお子さん、あるいはまだ全然通えないというお子さんも当然いるわけで、様々なタイプのお子さんが混在していても対応できる形で、フレンドセンターの機能を強化していきたいと考えているところです。

これについても、指導室長と教育支援センター所長から、一言ずつお願いします。

指導室長 指導室長でございます。教育長からお話がありましたとおり、授業の形を、子どもが主役になるように、中心に考えていき、多様な、子どもが主体的な学びができるということについては、今、教育長ともお話をさせていただきながら、学校にも理解ができて、先生たちも一緒に取り組めるような投げかけも必要だと思っているという話をしているところです。

ただ、学校の現場としては、そういう取組がたくさん生まれてきていることも事実であり、全体校長会等を通じて、各学校に私の方からも発信させていただいており、現場レベルでも浸透し始めているということを感じております。

学習指導要領も、新しい学習指導要領について諮問がなされるということが決まっておりますので、そこでの流れも踏まえながら、各学校に発信し、学校のこの授業の形をまたよりよいものにしていければと思っております。

以上です。

教育支援センター所長 フレンドセンターも魅力ある体験ができるように、様々な体験活動も行っております。

ただ、体験活動だけだと、その日一日で終わってしまうようなところもありますので、継続して取り組めるようにということで、今年度、ロボットプログラミングに取り組めるように、ロボットを入れて今やっております。

そうしますと、毎日そこにありますので、毎日、それは好きに来て好きなことに取り組めるということで、まず第一にそういうことで始めた事業になります。

私たちが思っている以上に子どもたちが反応してくださり、もう少しこの先で色々と考えていることなども直近でできるような、それこそロボットを使って、教育長杯をやってみようとか、そのようなことも将来できるかなというふうに思っております。

あと、スタッフも、非常勤の方が多い中で、やはり年齢層が、年齢が少し離れている部分があります。そのようなところを埋めていくために、学生さんのボランティアですね、そのようなところも定期的に入っていただけるような、そのようなところの取組も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

教 育 長 ぜひ進めてください。よろしくお願いします。他はよろしいですか。

青 木 委 員 すみません、今、教育支援センター所長から話があったロボットプログラミングのお話なのですが、おっしゃるとおり、非常に効果があるなと私も感じていまして、ロボットプログラミングというのは試行錯誤の連続なので、いわゆるロールプレイングというイメージですね。

ですから、割と、さっき善本委員がおっしゃったゲーム依存みたいな子が、ぴたっとはまりやすい感じがあるので、その子たちをうまく捕まえるというので、フレンドセンター等でやっていただけることは非常によいのかなというふうに私は感じております。

スーパーバイザーをやっておりますロボット協議会などでも、結構、不登校の子がチームでやってきて、結構、こういうところでは人の前でプレゼンできたとかという形で、だんだん改善していく様が見られるものですから、ぜひ続けていただいて、何か成果を出していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

教 育 長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○報告事項

2. 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況について

(配－1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告2「「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 学校配置調整担当課長です。「配－1」の資料をご覧ください。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の進捗状況となります。

年2回、報告をさせていただいておりまして、8月以降の進捗状況を中心に報告いたします。

2が、各グループの進捗状況という形です。

上板橋第三中学校維持改修工事が順調に進んでいるという形です。

また、上板橋第一中学校については、改築という形で、今月から改築工事の着手がスタートしております。それに先立ちまして、工事説明会を11月16日に実施させていただきまして、参加者数4名という形でございました。

次のページに行っていただきますと、Eグループの志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校です。

こちらにつきましては、ご案内のとおり、改築のスケジュールを、入札不調を理由といたしまして、スケジュールを見直ししておりまして、変更後の改築スケジュールはこちらの表のとおりとなっております。

当初は、新校舎の供用開始は令和9年度頭と予定しておりましたが、令和10年度頭から新校舎の供用開始、また、小学校の移転についても、令和10年度末からという形でスタートできればというふうに思っております。

続きまして、3が、第3期の各グループの進捗状況となります。

ちょうど1年前に第3期グループの対応方針を報告させていただきまして、向原小学校、板橋第一中学校、板橋第五中学校は現地改築の方向で検討、また、上板橋第二小学校は、別途、改修の方向で検討してございます。

こちらの各グループにつきましては、周辺施設や施設資源の現況、施設更新の検討状況を踏まえまして、改築事項、スケジュールなどの検討調整を進めております。

グループ別で見えてまいりますと、Fグループの向原小学校につきましては、こちらは周辺における大規模集合住宅の開発に伴いまして、小竹向原駅周辺の地域活性化、生活利便性のさらなる向上に関する要望が寄せられているという点や、複数の鉄道路線が乗り入れる鉄道利便性が高いなどのポテンシャルがある、そのような場所柄であることから、関係部署で一体的に課題を検討、調整を進めております。

また、Gグループ、板橋第一中学校、板橋第五中学校ですが、こちらにつま

しては、特にこれまでもございました文化会館やグリーンホールなどの周辺施設の動向を踏まえまして、関係部署で一体的に課題の検討調整を進めているといった状況となっております。

続きまして、4、大規模集合住宅建設集中に伴う小学校の教室不足対応でございます。

まず、板橋第四小学校です。こちらは、J R板橋駅前の開発に伴いまして児童の増が予想され、それに伴う教室不足により、増築といった形で検討してまいりました。

今年5月から、増築に向けての基本設計を実施しておりまして、次年度は実施設計に進む予定でございましたが、今月の初旬に東京都から出されました集合住宅児童・生徒等出現率という指標がございます。

こちらは新築マンション1つで、一戸当たり何人の子どもが出現してくるかといったもので、14歳から将来のマイナス4歳までの生まれてくる子どもがどれぐらい出てくるかという、そのような数値がございまして、そちらが東京都から毎年示されるわけですが、こちらを反映いたしました最新の児童推計によりますと、教室不足対応の必要となる年度が当初の予定より後ろ倒しとなりましたことから、こちらについて、実施設計について着手を先送りするといったものでございます。

実施設計の着手時期につきましては、今後の児童推計を見ながら検討を進めていくといった形でございまして、当初予定していたよりも少しスローで子どもが増えていくといった形が見えてまいりました。

また、板橋第四小学校については、ピークの数も、少し当初の想定よりもピークが低いといった形で見てまいりましたが、いずれにしても教室不足になるというところは見込まれておりますので、その辺り、推移を注視しながら検討していくといったところでございます。

続きまして、板橋第六小学校につきましては、改築といった形で、今年度、基本構想、基本計画の策定を進めております。

こちらは、令和9年度からの工事に向けまして、次年度、基本構想の策定に入っていく、そのようなスケジュールになってございます。

また、今後は、新年に入りまして、今年度の第5回の検討会で、基本構想、基本計画の策定に大体めどがつけるという形になりまして、2月の初旬には基本構想、基本計画（案）の保護者、地域向け説明会が実施されると、そのような予定となっております。

「配－1」につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

大規模集合住宅については、ここに入居する方がどのような方なのかによって子どもの数は変わってしまうということだと思いますが、その辺の情報を得て、東京都から示されたものがあるということですが、少し補足してください。

学校配置調整担当課長

学校配置調整担当課長です。

こちらは、ニュースなどで見聞きしておりますとおり、かなり新築マンションの販売価格自体の平均値が相当上がってきているといったところが見えてきております。

ここ10年間で見てみましても、平成26年頃からの数字がありますが、いわゆる物件の最低価格は1,000万円以上は上がってきているという状況があります。2,000万円ぐらいかもしれません。

そのような状況、また、実際に大山地区のマンションは既に販売が開始されているものがございます。こちらについては、販売事業者さんのご協力を得まして、実際に買われた方の家族が、お子さんがいらっしゃるか、区域の小・中学校に通われるか、それとも区域外の、いわゆる国立、私立に行かれるかといった形でもアンケートを取らせていただいておりますが、そちらにおいても、案外、小学校、中学校のお子さんというよりも、もう少し上の代の方、子どもはいるんだが、高校生ですよという方が意外にいらっしゃるといった形が見えてきてまいります。

いわゆる、これまではこれから子どもが生まれる世帯がマンションを買っているという実態がかなりあったのですが、当然、そのような実態ももちろんあるかと思いますが、少しトレンドが変わりつつあるのかなといったことを捉えております。

このようなところでよろしいでしょうか。

教 育 長

ありがとうございます。詳しく説明してもらいました。

そのような事情で下方修正あるいは後ろ倒しということを考えながら進めているというところです。ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

青 木 委 員

この間、学校の視察で高島平地区へ行ったのですが、高島平地区が、団地や何か、今、新しい都市づくりという形で、あれを加速するというお話をちらっと校長先生から伺ってきました。

あっちの方は、もちろん学校も含めてなのですが、まちづくりの中で一体的に、何か新しい計画等があれば情報をいただければと思います。

学校配置調整担当課長

学校配置調整担当課長です。高島平につきましては、今まさに区を挙げてまちづくりを進めているところとなっております。

その中でも、旧高島第七小学校などの公共用地を含む交流核エリアから先行実施すると聞いております。高島平団地の建て替えもゆくゆくは進んでいくと考えています。

一方で、まちづくりに伴って、では、新しい住戸はどれぐらいできるのかというところまでは、まだ数字としては、具体的な情報としては入ってきておりませんが、やはりこれまで以上に住戸が増えるといったところでは、当然、子どもが増えてくるといったところになりますので、その辺りはまちづくりの当局としか

りと連携を密にして、最新の情報を入れるようにはしたいと思っています。
ありがとうございます。

教 育 長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会とします。
ありがとうございました。

午前 1 0 時 5 6 分 閉会